

新居浜市公告第 1 4 7 号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市契約規則（昭和 3 9 年規則第 3 2 号）第 3 条第 3 項及び第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

新居浜市副市長 赤尾 禎司

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 築第 5 1 号 新居浜市南消防署及び消防指令センター新築電気設備
工事
- (2) 工事場所 新居浜市松原町
- (3) 工事概要
- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| 電灯設備 | 一式 | 誘導支援設備 | 一式 |
| 動力設備 | 一式 | テレビ共同受信設備 | 一式 |
| 受変電設備 | 一式 | 監視カメラ設備 | 一式 |
| 発電設備 | 一式 | 防犯・入退室管理設備 | 一式 |
| 構内情報通信網設備 | 一式 | 火災報知設備 | 一式 |
| 構内交換設備 | 一式 | 構内配電線路 | 一式 |
| 映像・音響設備 | 一式 | 構内通信線路 | 一式 |
| 拡声設備 | 一式 | | |
- (4) 工事期間 契約の日から令和 1 1 年 1 月 3 1 日まで

2 一般競争入札参加者の資格について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和 7・8 年度新居浜市建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、新居浜市の指定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行い、かつ、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した後、同法に基づく

裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(ウ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等であつた日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

(エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料等（以下「資料等」という。）の提出期限の日から開札日までの間において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成 2 年制定）の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の有効期間が、次に定める期間であること。

(ア) 発注工事の契約の相手方となった場合

入札参加資格が確認されたときから工事の請負代金の精算払を受けたときまで

(イ) 発注工事の契約の相手方とならなかった場合

入札参加資格が確認されたときから契約の相手方が確定したときまで

(2) 入札参加形態

ア 共同企業体のみとする。

イ 共同企業体の構成

(ア) 構成員数

2 者又は 3 者とする。

(イ) 出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとし、他の構成員の出資比率は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

(ウ) 施工方式

構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(エ) 代表者の要件

- a 四国内に建設業法に基づく「電気工事業」の本店、支店、営業所等を有する者であること。ただし、建設業法第26条第2項に該当する場合は、同法第3条第2項に規定する「電気工事業」において、同法第1条第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営事項審査（電気）において、総合評価値が1000点以上であること（最新かつ有効期間内のものに限る。）。
- c 過去10年以内に、元請として請負金額が5千万円以上の公共施設の電気工事の施工実績（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、共同企業体としての施工実績においては、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負金額とみなす。）を有すること。
- d 配置予定技術者として、以下の技術者を配置できること。
 - (a) 営業所技術者以外に1級電気工事施工管理技士の資格を有する主任技術者を専任（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する。）で配置できること。ただし、建設業法第26条第2項に該当する場合は、配置予定技術者として、特定営業所技術者以外に電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼付されている者は不要）を有する監理技術者を専任で配置できること。
 - (b) 第一種電気工事士の資格を有する技術者を配置できること。
- e 令和6・7年度に完成した、新居浜市が発注する建設工事（新居浜市上下水道局及び新居浜港務局発注分を含む。）の受注実績がある場合、それぞれの年度の工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

(オ) 代表者以外の構成員の要件

- a 新居浜市建設業者格付事務取扱要綱第3条別表第1に基づく「電気工事」の等級（令和7・8年度）が「A」であること。
- b 過去10年以内に、元請として請負金額が1千万円以上の公共施設の電気工事の施工実績（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、共同企業体としての施工実績においては、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負金額とみなす。）を

有すること。

- c 配置予定技術者として、営業所技術者以外に２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を専任（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する。）で配置できること。
- d 令和６・７年度に完成した、新居浜市が発注する建設工事（新居浜市上下水道局及び新居浜港務局発注分を含む。）の受注実績がある場合、それぞれの年度の工事成績評定点の平均が６５点未満でないこと。

３ 入札参加資格の審査について

（１）入札参加資格の審査方法

本案件の入札に参加を希望する者は、申請書及び資料等を提出し、副市長の審査を受けなければならない。

（２）提出すべき書類

入札参加資格審査申請書（様式第１）及び入札参加資格確認資料（様式第２（その１）（その２））

（３）提出の期間及び方法

ア 令和８年１０月７日（水）９時００分から同年１０月９日（金）１７時００分までの電子入札システム運用時間中に、共同企業体の代表者のＩＣカードを使用して、電子入札システムにより提出すること。ただし、入札参加資格審査申請書（様式第１）については、令和８年１０月７日（水）８時３０分から同年１０月９日（金）１７時１５分までに文書持参（執務時間中）又は郵送により契約課に提出すること。

イ アの入札参加資格審査申請書（様式第１）の提出先

新居浜市一宮町一丁目５番１号 新居浜市総務部契約課

（４）入札参加資格の審査結果

令和８年１０月１５日（木）１７時００分までに電子入札システムにより通知する。

（５）入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 副市長に入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合においては、令和８年１０月１９日（月）１７時１５分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

新居浜市一宮町一丁目５番１号 新居浜市総務部契約課

ウ 副市長は、アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和８年１０月２１日（水）までに、ＦＡＸ又は電子メールにより回答する。

４ 一般競争入札について

(1) 提出すべき書類

ア 入札書及び本工事費内訳書を令和8年10月29日(木)9時00分から同年11月2日(月)17時00分までの電子入札システム運用時間中に、共同企業体の代表者のＩＣカードを使用して、電子入札システムにより提出すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 予定価格

411,600,000円(消費税及び地方消費税額除く。)

(3) 低入札価格調査制度 有

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 契約金額の1割以上

(6) 前払金 契約金額の4割以内

新居浜市建設工事請負代金中間前金払実施要領(平成23年制定)の規定により、契約金額の2割以内の中間前払金を支払うことができる。ただし、新居浜市低入札価格調査実施要領(平成18年制定)に基づく低入札価格調査を実施した結果、落札決定した場合には、契約保証金は契約金額の3割以上、前払金は契約金額の2割以内とし、中間前払金は支払わないものとする。

(7) 部分払金

新居浜市工事約款第38条の規定により支払うことができる。ただし、中間前払金を受けた場合は、部分払を請求することはできない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)を示す期間及び場所

令和8年9月10日(木)9時00分から同年11月4日(水)17時00分まで電子入札システムに掲載する。

(10) 設計図書等に対する質疑の期限及び方法

令和8年10月22日(木)17時15分までに契約課に文書持参、FAX、電子メール又は電子入札システムにより提出すること。

(11) 開札

令和8年11月4日(水)9時20分から契約課入札室において電子入札システムにより行う。

(12) 新居浜市議会の議決に付すべき契約

この工事の請負契約については、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第54号)第2条の規定に基づき、新居浜市議会の議決を要する。

5 その他入札について必要な事項

(1) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者及び入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

イ 開札時点において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格を取り消すものとする。

(2) 最低応札者が、経営状況その他の客観的事由により、工事を完成できないおそれがあると認められる場合は、失格とすることがある。

(3) 本案件は、電子入札システムを使用して一般競争入札に係る手続を行うものであり、公告に定めのない事項については、新居浜市建設工事等電子入札運用基準（平成22年制定）及び新居浜市一般競争入札実施要領（平成20年制定）の規定によるものとする。

(4) 本案件は、発注者の指定により週休2日の確保に取り組む工事の対象であり、現場閉所日の確保、実施方法及びその他の取扱いについては、新居浜市週休2日制確保工事試行要領（令和4年制定）の規定によるものとする。

(5) 本案件は、本案件と同時に公告している「築第50号 新居浜市南消防署及び消防指令センター新築建築主体工事」の入札が不調となった場合は無効とする。

6 問合せ先

新居浜市総務部契約課 電話 (0897) 65-1221
FAX (0897) 37-6825
メールアドレス keiyaku@city.niihama.lg.jp